

瀬戸市省エネ促進事業補助金 交付申請要領

- | | |
|-------------|--|
| ○交付申請締切 | 令和6年12月27日（金）まで |
| ○補助対象事業実施期間 | 交付決定日から令和7年2月28日（金） |
| ○実績報告書提出期限 | 補助対象事業完了から30日以内または
令和7年3月10日（月）の <u>いずれか早い日</u> |

※いずれも必着となります。

交付金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村などが、「瀬戸市省エネ促進事業補助金」を交付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村などが銀行口座の番号などの企業・個人情報を照会することは、絶対にありません。

◆お問い合わせ

瀬戸市地域振興部 産業政策課

瀬戸市省エネ促進事業補助金担当

TEL 0561-88-2651 / メール sangyo@city.seto.lg.jp

対応時間 平日8時30分～17時15分（平日のみ）

令和4年12月

瀬戸市

第 I 部 補助の要件及び交付額

1 補助対象となる事業者

本補助金の対象となる事業者は、エネルギー価格高騰対策として省エネルギー診断による提案を受け、省エネルギー設備等を導入する中小企業者で、下記（１）から（６）に該当することが必要です。

- （１）瀬戸市内に事業所が所在していること
- （２）瀬戸市内の中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項）であること
- （３）誓約書に記載されている事項の誓約をしていること
- （４）市税の滞納がないこと
- （５）補助金の受給後、瀬戸市からの求めがあった場合、補助対象事業実施の効果等について現地調査等ヒアリングに応じること
- （６）補助金の交付申請する日において倒産・廃業していないこと

2 対象となる事業

本補助金の対象となる事業は、以下の事業です。

- （１）省エネルギー診断による提案に基づき、市内に所在する事業所に省エネルギー設備等を導入する事業であること
- （２）事業が補助金の交付申請時において未着工であること
- （３）補助対象経費が 30 万円以上であること
- （４）国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと

※ 省エネルギー診断とは、エネルギー管理士の資格を有する者の参画を得て、対象とする施設全体のエネルギーの使用状況等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものに限ります。

※ 省エネルギー設備等とは、エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により、既存の設備と比較してエネルギー消費の削減に寄与する設備をいいます。ただし、次に掲げる設備等を除きます。

- I 中古品又はリース契約に基づき取得した設備等
- II 自宅兼事業用家屋で省エネ診断を受けた場合、居住スペースでの取り組み
- III 複数の事業者で共同所有する設備等
- IV 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等

3 補助対象事業の実施期間

上記2項の事業について、交付決定後に着手（契約または発注）し、令和7年2月28日までに完了（納品・検収・支払い）するものが補助対象です。

4 対象となる補助経費

(1) 補助対象となる経費は、次の条件Ⅰ～Ⅴをすべて満たす経費となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。

- Ⅰ 瀬戸市内で実施する補助対象事業に係る経費であること
- Ⅱ 使用目的が補助対象事業に必要なものと明確に特定できる経費
- Ⅲ 交付決定通知日以降に契約し令和7年2月28日までに納品、検収、支払が完了した経費
- Ⅳ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
- Ⅴ 申請する対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていること

区分	経費の内容
① 省エネルギー設備等の購入代金	省エネルギー設備等本体のほか、省エネルギー設備等の導入に必要な附属機器の購入に要する経費
② 運搬費	省エネルギー設備等の運搬に要する経費
③ 据付工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
④ 設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費

(2) 補助対象とならない経費

上記(1)に該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- 1) 補助対象事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経費書類（契約、支払が分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳と数量等）を示す書類）を用意できないもの
- 3) 私的経費と合わせて購入したもの
- 4) パソコン、タブレット、車両などの汎用性が高いもの
- 5) 補助対象事業の実施期間外に契約や支払いを行ったもの
- 6) オークションによる購入
- 7) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- 8) 各種保証・保険料
- 9) 商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分
- 10) 購入額の一部又は全額に相当する金額を申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を証明する証拠書類に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

(3) 補助対象経費の支払方法について

- ・補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- ・補助金執行の適正確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜き）の現金払いは認められません。
- ・1取引の額に依らず、手形、小切手等による支払は認められません。
- ・印紙税法で規定されている収入印紙がない領収書の写しは無効です。

5 補助額

補助対象経費に補助率1／3を乗じた額（千円未満切捨て）とし、1事業者1回限りとします。

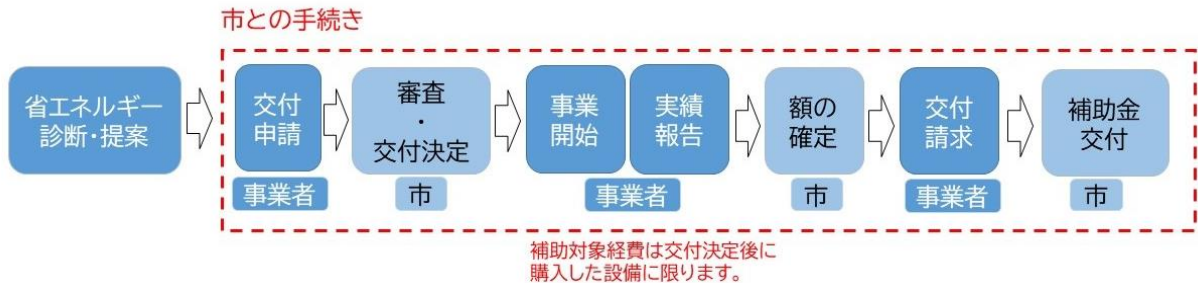
$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率}(1/3) = \text{補助額 (上限100万円)}$$

(千円未満切捨て)

第Ⅱ部 申請手続きの概要

1 手続きの流れ

本補助金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります



※ 省エネ診断実施後、着工前に交付申請書を提出してください。

※ 補助事業を完了したときは、補助対象事業完了から30日以内又は令和7年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

2 交付申請に必要な書類

- (1) 第1号様式 瀬戸市省エネ促進事業補助金交付申請書（裏面を印刷したもの）
- (2) 第2号様式 省エネ促進事業計画書
- (3) 省エネルギー診断書の写し
- (4) 省エネルギー診断を行った者の資格又は実績を証明する書類の写し
- (5) (法人の場合) 履歴事項全部証明書（発行日が3か月以内のもの、原本）
(個人の場合) 直前の確定申告書の写し、
本人確認ができる運転免許証、パスポート、保険証等の写し
- (6) 会社概要（会社案内、パンフレット等）
- (7) 補助対象経費の根拠となる資料（見積書等）
- (8) 導入する設備の形状、規格等が分かる仕様書
- (9) 申請チェックリスト

3 口座登録手続き

瀬戸市からの支払いを受ける際、事前に住所・お名前・振込先口座などを口座振込依頼書にご記入いただき、ご登録をいただくものです。登録後に、登録の内容に変更があったときや、長期間瀬戸市からの支払いを受けていない場合、再度登録をしていただく必要があります。

- (1) 口座振込依頼書
- (2) 振込先口座が分かる書類※口座番号、口座名義（か）が分かる通帳見開きページの写し等

4 受付期間

募集開始日から令和7年12月27日まで（必着）

※ただし、予算の上限に達し次第、申請を締め切ります。

第Ⅲ部 交付決定後の手続き

1 交付決定

本事業が交付決定した事業者には、交付決定通知書により通知しますので、令和7年2月28日までに事業を開始し完了してください。

2 事業計画内容の変更等

交付決定を受けた後、事業計画を変更や廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、交付決定額の増額変更は認められません。

3 実績報告

補助対象事業の完了後30日以内または令和7年3月10日のいずれか早い日に実績報告書を提出しなければなりません。補助金の支払いは、補助金事務局による事業内容の審査と経費内容の確認等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

4 申請に必要な書類

- (1) 第7号様式 瀬戸市省エネ促進事業実績報告書
- (2) 設備等の設置状況を示す写真
- (3) 設備等の契約書・発注書等の写し
- (4) 補助対象経費に係る請求書および支払を証明する書類の写し
 - ※私的経費と合わせて購入したものは補助対象外です。
 - ※対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていることが必要です。具体的な内容が分からない領収書等の場合は、内容の分かる書類（納品書等）を合わせてご提出ください。
 - ※税込額のみ記載の領収書等の場合は、1.1で除した額（小数点以下切り捨て）で記載ください。
- (5) 申請チェックリスト

5 交付請求

補助金確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに交付請求書を提出しなければなりません。

- (1) 第9号様式 瀬戸市省エネ促進事業補助金交付請求書

6 補助事業者の義務（交付決定後に順守すべき事項）

- (1) 取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、補助対象事業の完了日から3年以内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に瀬戸市の承認を受けなければなりません。
- (2) 補助対象事業に係る書類及び帳簿は補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。

第Ⅳ部 その他申請に係る事項

1 申請方法

原則郵送といたします。申請に必要な書類一式を、次の宛先まで送付して下さい。申請は締切日必着です。ご注意ください。

郵送での提出が困難な場合は、市役所産業政策課（平日のみ）で受付いたします。（受付時間は8時30分から17時15分まで）

- 申請書等の様式は、瀬戸市のホームページからダウンロードできます。
- 提出時には必ず控えをとり各自保管してください。

申請書類の送付先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市 産業政策課
瀬戸市省エネ促進事業補助金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送する際は、簡易書留など郵便物の到達について確認できる方法で送付いただくと確実です。

2 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還しなければなりません。